

行政制度調整表

専門部会	3	住民生活部会	分類	1	児童福祉
分科会	5	児童福祉分科会	調整項目	1	児童手当

中条町担当	町民福祉課	福祉保育係	担当者名	
黒川村担当	住民課	児童福祉係	担当者名	

現 況			調 整 方 針	備 考																													
記載事項	中 条 町	黒 川 村																															
名称	児童手当	同左	両町村で差異がないため、現行のとおりとする。	財源 中条町 93,000,000 円 (内 10,303,000 円町負担) 黒川村 20,950,000 円 (内 2,913,000 円村負担)																													
目的	家庭における生活の安定や、児童の健全な育成と資質の向上	同左																															
手当の種類	〔 3 歳未満の児童 〕 児童手当 特例給付（法附則 6 条給付） 〔 3 歳以上義務教育就学前の児童 〕 就学前特例給付（法附則 7 条給付） 就学前特例給付（法附則 8 条給付）	同左																															
支給対象者	義務教育就学前の児童の養育者。ただし前年（1月から5月までの月分の手当については、前々年）の所得が一定額以上の場合には支給されない。	同左																															
支給額	第1子・第2子 5,000 円（月額） 第3子以降 10,000 円（月額）	同左																															
支払時期	毎年2月、6月、10月にそれぞれ前月分まで支払	同左																															
14年度決算額	90,295,000 円	22,205,000 円																															
15年度予算額	93,000,000 円	20,950,000 円																															
関係法令等	児童手当法施行細則	児童手当法施行細則																															
					<table border="1"> <tr> <td colspan="4">財政への影響額</td> <td>単位：千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>予算額</td> <td>調整後見込額</td> <td>影響額（増減）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中条町</td> <td>93,000</td> <td>93,000</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>黒川村</td> <td>20,950</td> <td>20,950</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>113,950</td> <td>113,950</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5">備考 平成15年度当初予算ベース</td> </tr> </table>	財政への影響額				単位：千円		予算額	調整後見込額	影響額（増減）		中条町	93,000	93,000	0		黒川村	20,950	20,950	0		計	113,950	113,950	0		備考 平成15年度当初予算ベース		
財政への影響額				単位：千円																													
	予算額	調整後見込額	影響額（増減）																														
中条町	93,000	93,000	0																														
黒川村	20,950	20,950	0																														
計	113,950	113,950	0																														
備考 平成15年度当初予算ベース																																	